

議案第 28 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表学校医（内科医に限る。）、学校歯科医（学校、幼稚園の各施設（以下次部において「各施設」という。）ごとにつき）の部中「幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。